

# 宅地耐震化推進事業に関するQ&A

## 1 大規模盛土造成地マップ公表に関すること

Q1 大規模盛土造成地を公表した目的は何ですか？

A1

市民の皆様は大規模盛土造成地がお住まいの近くに存在するかどうかを知っていただき、災害の未然防止や被害の軽減に繋がるよう、防災意識を高めていただくことを目的としています。

Q2 大規模盛土造成地をどのように調査したのですか？

A2

旧空中写真（昭和22年、23年、25年撮影）及び新空中写真（平成14年撮影）を用いて写真測量を行い、地形図を作成しました。そこに基準点等座標、等高線、標高点を標定し、三次元地形データを作成し、新旧地形データを重ね合わせ、その標高差から大規模盛土造成地を抽出いたしました。

なお、重ね合わせに伴う誤差もあることから、概ねの位置を示すものであることをご了承ください。

Q3 マップに示されている箇所は、そこが危険ということですか？

A3

本マップは、宅地の造成前と造成後の地形図等を機械的に重ね合わせて作成しており、あくまでも盛土のおおむねの位置を示したものであり、危険であるというものではありません。

Q4 他の県や市では、「大規模盛土造成地」を公表しているのですか？

A4

埼玉県、鳥取県、川崎市、横浜市、豊田市、さいたま市、横須賀市、京都市、仙台市などが公表をしています。詳細につきましては、各自治体のホームページをご覧ください。

Q5 もっと詳細な図面等がありますか？

A5

開発審査課（鳩ヶ谷庁舎6階）の窓口までお越しいただければ、大規模盛土造成地マップ（縮尺10,000分の1）大規模盛土造成地毎の図面を閲覧することができます。

## 2 今後の建築及び造成計画に関すること

Q6 大規模盛土造成地にて宅地開発や建築を行う場合に特別な手続きが必要になりますか？

A6

今回の公表による大規模盛土造成地に入っているからといって、造成時に特別な手続きや条件はありません。